

カトリック奈良教会小教区評議会規約

第1条（名称）

本会は、「カトリック奈良教会小教区評議会」と称する。（以下、本会という）

第2条（目的）

カトリック奈良教会（以下、単に教会という）がカトリックの普遍教会、および京都教区の教えと方針に一致したビジョンを持ち、また奈良ブロック会議で決定された宣教司牧計画に従い、福音宣教する共同体になるという「共同宣教司牧」の目的のために資する運営を行うために設置し、教会の必要かつ円滑な運営のための調整や審議と諮問機関の役割を果たすために活動する。

第3条（主宰）

本会は、京都教区司教から任命されたブロック担当司祭団（以下、担当司祭団という）が主宰する。場合によって、司教から任命された修道者がこれに含まれる。

第4条（評議員）

第1節 本会は、次の評議員によって構成される。

- 1) 信徒の代表として選出された「役員」（4名以上）
- 2) 第9条に規定される各部会の代表者（各1名）
- 3) 各女子奉献生活者の会の代表（1名）
- 4) 地区委員の代表者（1名）
- 5) 滞日外国人会の代表者（1名）

第2節 評議員は第5条によって開催される会議に出席する。

第5条（評議会の開催）

本会の会合は、担当司祭団の招集によって、原則として毎月1回（但し、8月は除く）会議を開催する。また、担当司祭団が必要と認めた時には、臨時に会議を開催することができるものとする。さらに、司祭団が必要と判断した場合には、関係者に本会への出席を求める事ができる。

第6条（審議事項）

本会は、教会の運営活動全般に関わる以下の事柄について審議し、決定する。

- 1) 教区長の方針に基づく教会における福音宣教に関する事項
- 2) 評議会への提案事項
- 3) 奈良ブロック内共同宣教司牧の推進のため、担当司祭団が諮問する事項
- 4) 教会の宣教司牧に関する基本方針（長期、短期）の作成
- 5) 宣教司牧方針に基づく年間行事の決定
- 6) 年度収支予算と決算の承認、および予算外の支出の承認
- 7) 役員、委員等の専任

4. 施設管理部
5. 財務部
6. 行事部

第2節 部会員

信徒全員は、「一人一役」の精神のもと、いずれかの部会に属し、共同体の維持発展に寄与し得るよう努めるものとする。しかし、信徒各自の事情（年齢、病気、家庭環境等）により、活動部会に参加できない信徒でも、共同体の一員には変わりなく、献金・霊的花束・祈り・犠牲等により、共同体に貢献し得ることも忘れてはならない。但し、財務部会員に関しては業務の性格上、担当司祭団と役員が協議し、担当司祭団が任命するものとする。

第3節 部会長

各部会より、責任代表者として、部長1名、副部長1名を選出するものとする。各部会の部長および副部長の選出方法は、各部会会員の互選により行われる。

但し、部長は複数の部会の部長を兼任できないものとする。副部長については、この限りではない。

第4節 部会長の任期

各部会の部長および副部長の任期は、原則として年次小教区総会終了時よりの1年間とする。また、再選は妨げない。但し、自己の都合（身体および仕事上の問題等）で職務を遂行できない場合には、速やかに後任の部会長を部会内で選出し、前部会長の残りの任期で職務に当たるものとする。

第5節 部会長の職務

1. 各部会の部長は、所属部会の代表として、本会が開催する会議には必ず出席しなければならない。もし、出席できない場合には、副部長あるいは所属部会のメンバーが代理出席するものとする。
2. 各部会の部長・副部長は、評議会で決定した事項を部会として執行する責任を負う。
3. 各部会の部の部長・副部長は、所属部会の運営とその部会に属する活動グループの活動内容の把握と調整を行う。

第10条（地区）

第1節 地区

信徒が地域的連帯感のもとに、親睦と相互扶助をはかり、かつ意志の疎通を行い、信仰に基づく個人的、家庭的生活の向上のために、教会の小教区を、別に定める地区に分ける。信徒はその居住地ごとに、それぞれの地区に所属する。

第2節 地区委員の選出

地区委員は地区ごとに1名選出する。地区委員は地区集会の世話役となり、地区内の信徒に関する情報の収集、連絡あるいは葬祭等のお世話をすると共に、地区委員会に出席し、地区の現状を報告する。

第3節 地区委員代表の選出

地区委員の互選により代表1名、副代表1名を年次総会までに選出する。

- 8) 奈良ブロック会議からの検討要請事項およびそれぞれに対する教会としての発議・提案事項
- 9) 各部会、各委員会、地区連絡会等から提案された事項
- 10) 必要な部会、委員、任意団体等の設置や改変に関する事項
- 11) 本規約の改正に関する事項
- 12) その他重要事項

第7条（審議決定と承認）

本会は、出席者の合議により、福音の精神による対話を大切にして、結論を出すものとする。但し、話し合いにより結論が出ない場合には、出席者の過半数の同意により決議できるものとする。決定事項は、担当司祭団の承認を経て、実行するものとする。

第8条（役員とその職務）

第1節 役員

1. 役員は担当司祭団と共に小教区における「共同宣教司牧」のチームとなって、小教区全体の運営について調整を行う。
2. 本会の会議の準備、議事運営、記録等を行う。
3. 小教区の代表として「奈良ブロック会議」に出席する。

第2節 役員を選出

役員は、教会に在籍する20歳以上の信徒の中より担当司祭団により推薦され、本会により決議、承認された信徒が担当司祭団から任命される。また、役員は交互に改選されるものとする。

第3節 役員は担当司祭団より任命された後、年次小教区総会までに担当司祭団、関係部会長、委員と協力して事業計画、収支予算案等を作成し、本会で審議、決議し、担当司祭団の承認を得て、年次小教区総会で報告する。

第4節 役員の任期

原則として年次小教区総会終了時より2年間とする。また、その再選は防げない。但し、役員の場合（身体および仕事上の問題等）で職務が遂行できない場合には、担当司祭団の承認のもと、任期途中で辞職できるものとする。その場合、後任の役員は本条第2節と同様の方法で任命され、前役員の残りの任期で職務にあたるものとする。

第9条（活動部会）

部会の活動業務分掌は別に定めて公示する。

第1節 活動部会とは、本会において審議、決定された教会の方針に従い、教会の名において公的に行う教会の諸事業の推進、実行や奉仕業務遂行のため設けられる会をいい、次の部会を設ける。

1. 教育部
2. 典礼部
3. 広報部

第4節 地区委員代表は本会に出席し、本会の議事内容を地区委員会で伝達すると共に、各地区の意見・要望を集約して、本会に報告・上申する。

第5節 任期

地区委員および地区委員代表の任期は、年次小教区総会終了時より1年間とする。また再選は妨げない。

第11条（実行委員およびその他委員）

第1節 実行委員

奈良ブロック行事および奈良ブロック宣教司牧のために、別紙様式の実行委員をおき、それぞれの職務を分担する。また実行委員は、評議会役員または関係する部会長との連携を図る。

第2節 その他委員

第11条 第1節以外の宣教司牧や活動のために、別紙様式の委員をおき、それぞれの職務を分担する。また委員は、評議会役員または関係する部会長との連携を図る。

第3節 実行委員およびその他委員の選出

評議会役員または部会長の推薦により、実行委員およびその他委員を選出し、本会で承認を得る。

第4節 実行委員およびその他委員の任期は年次小教区総会終了時より1年間とする。また、再選は妨げない。

第12条（臨時委員）

第1節 臨時委員の選出

本会が承認した臨時に発生する特殊の職務を遂行するために、適宜臨時実行委員会を設けることができる。別紙様式の構成する臨時委員は原則として役員が推薦し本会の承認を得る。（例、バザー実行委員、クリスマス実行委員など）

第2節 臨時委員長はその委員の互選で決める。

第3節 臨時委員の任期は担当職務が終了するまでとするが、本会に職務の結果を報告する。

第13条（任意団体）

第1節 任意団体とは、信徒の自発的な意思により、教会が福音宣教する共同体になるという『共同宣教司牧』の目的のために、小教区の方針に従って運営され、本会が教会内の親睦、交流や奉仕に役立つと判断し、かつ、設立が必要だと承認された団体をいう。

第2節 全ての任意団体は、設立前に本会に代表者、副代表者、設立主旨、目的、運営方法などを書面で提出し、説明を行う。

第3節 信徒の団体への参加は各信徒の自由な意思で行われ、また、その運営は各任意団体に任される。但し、運営は公序良俗に反せず、教会の秩序を維持し、信徒の一致を目指すように行われなければならない。

第4節 設立の取消

本会が一旦承認した後、その団体が教会内において他に代わるものがある、あるいは教会内の活動として不適切である等と本会が判断した場合、あるいは団体より解散届が出された場合、本会は設立の承認を取消すものとする。

第14条（小教区総会）

第1節 小教区総会は、担当司祭団の招集により、原則として四旬節前の2月に開催し、次の事項を信徒への周知として行う。

1. 新役員名および各部会の部長・副部長名の報告
2. 第10条第2節および第3節に定める実行委員名およびその他委員名の報告
3. 旧年度の事業計画、教会会計決算報告
4. 新年度の事業計画、教会会計予算報告
5. 本規約の改正があった場合、その報告
6. その他必要な事項

第2節 臨時小教区総会

担当司祭団の招集により、臨時に開催することができる。

第15条（各会議）

第1節 委員会

各部会の委員会および第11条の各委員は必要に応じ、単独または合同して委員会を開く。

第2節 地区集会

第10条の地区の目的を果たすために、お互いに協力し合い、地区の実情に合わせて、可能な限り開催する。

第3節 部会

原則として隔月に例会を開催し、部会の活動その他について審議する。

第4節 決議

どの集会も出席者の過半数の同意により決議する事ができる。

第16条（会計）

予算外の支出は、評議会の承認を得て支出する。

ただし、急を要する場合は、担当司祭団と役員全員の合意のもとに支出してもよいが、評議会の追認を受けなければならない。

第17条（会計監査）

第1節（会計監査員の選出）

会計監査員は評議会役員より推薦され、担当司祭団から小教区総会日までに複数名任命される。

第2節（会計監査員の任期）

小教区総会日から翌年の小教区総会日までの1年間、再選は妨げない。

第3節 (定期監査)

会計監査員チームは、1月1日から6月30日までの半年間の収支決算に関する監査(中間期監査)を7月に行い、評議会で承認を得る。また1月1日から12月31日までの1年間の収支決算に関する監査(年度監査)を1月に行い、評議会で承認を得る。

第4節 会計監査チームは年度監査の結果を小教区総会で報告する。

第18条 (教会における本会の位置づけ)

第2条の目的に基づき、担当司祭団の諮問機関として最高の審議・決議機関であり、他の会の諸活動を推進し調整する。

付則 本規約の制定、変更は、教区司教の認可を得て発効する。

付則 本規約の教区司教の認可 2007年12月31日 発効 2008年1月1日

付則 本規約改正の教区司教の認可 2011年12月31日 発効 2012年1月1日

付則 本規約改正の教区司教の認可 2015年3月3日 発効 2015年4月1日

付則 本規約改正の教区司教の認可 2015年7月22日 発効 2015年8月1日

付則 本規定改正の教区司教の認可 2018年7月25日 発効 2018年7月26日

+ ハウロ 天塚喜直

